

令和6年2月13日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和6年2月13日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番		3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 2番 下田 修一

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【中間管理】

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画（案）の承認について 【一般】

第7 農地利用最適化推進委員の辞任申出に伴う農業委員会の同意に  
ついて

（追加議案）

第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利  
用配分計画について 【中間管理】

## 6、農業委員会事務局職員

局長	芹口	孝直
係長	今村	翔太
参事	後藤	健一

事務局

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻前ですが、2番委員は欠席と連絡がございました。

それ以外の方は全員揃われておりますので、ただ今より令和5年度第11回高森町農業委員会総会を開会いたします。

本日、出席者13名、欠席者1名、委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会の成立を報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をよろしく願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。

お忙しい中、総会に出席していただき、ありがとうございます。

2月に入り、暖かい日も続いておりますが、皆さんも作付け等、今から準備などで少しずつ忙しくなるころかと思えます。

これは私事ですが、今月の5日、6日に阿蘇郡市協議会の会長研修会ということで、人吉球磨の錦町というところに、私と事務局長で出席しました。

こちらからは阿蘇郡市の各市町村の会長と事務局、向こうの受け入れは、人吉球磨の市町村の会長と事務局が皆、参加されました。

そこで各農業委員会の今の取り組みとか課題、また農政のことについての話し合いをしました。

その後、意見交換会が開催されました。

夕方より、場所を改めまして、全員、懇親会に参加されました。

やはり、人吉球磨と阿蘇郡というのは似たような地形ですので、抱えている問題とかもほとんど似通っております。

若干、こちらより人吉球磨がちょっと深刻かなという印象を受けました。

次の日には球磨川の水害で農地の被害があったところを視察に行きました。

私たちが見た球磨川というところは、幅が百何十メートルもあるのに、これが水害で氾濫するののかというようなところでした。

その川が毎年氾濫するみたいなところでした。

災害対策の遊水池の問題とかあって、そこを視察しましたが、高森にはあまり川がないので、ちょっと、ぴんと、こなかったですけども、この川が氾濫するとはすごいなという感想でした。

また、多分来年は人吉・球磨の方が阿蘇に、視察研修にみえられ、意見交換会が開催される予定です。

大変、良い研修ができました。

話は変わりますが、本日の総会ですが、3条と5条、去年視察し

ました営農型のソーラー発電のところの更新申請もありますので、審議をお願いします。

あとは報告と承認もごさいます。

皆さんと一緒に審議を、進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今日は、ありがとうございます。

事務局 今日、配付資料が多いものですから、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

本日の総会の次第、農業委員会総会の申請案件の現地三者立会の実施についてと、今月末に行われます最適化推進大会の開催について。

議案書を送付した後に追加議案があることが発覚しましたので、今お手元に追加議案を配付させていただいております。

皆様、資料はおそろいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、進めていきます。

### 「議第39号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和6年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ということですので、こちらから指名させてもらっていいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は12番委員と、13番委員をお願いします。

### 「報告第15号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和6年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。この案件は相続の報告ですので、事務局から説明してもらいます。

事 務 局 4 ページをお開きください。  
番号 1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。  
補足資料は、3 ページの赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号 2、4 ページから 5 ページをお開きください。  
土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。  
補足資料は、4 ページの赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号 3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。  
補足資料は、5 ページの赤枠で囲ってあるところです。  
事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、これは報告ですので、次に進めていきたいと思います。

事 務 局 「報告第 16 号」  
農地法第 18 条の規定による小作解約について [合意解約] 【中間管理】。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和 6 年 2 月 13 日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これも合意解約ですので、事務局から説明していただきます。

事務局 7、8ページをお開きください。  
番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約です。  
残存期間を他の者と中間管理機構を通した賃貸借権の設定をするものです。  
補足資料は、7ページの下赤枠で囲ってあるところです。  
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件に関しても報告ですので、この次に行きたいと思います。

#### 「議第40号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和6年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は担当委員が6番委員となっておりますので、説明をお願いいたします。

6番委員 これは親から子への贈与ということですので、よろしく審議をお願いしたいと思います。  
補足資料は、9から10ページです。よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足させていただきます。  
許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。  
以上のことから、総合的にみて本許可申請については許可相当であると判断しております。  
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。これは贈与ということですので、今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員)      ありません。

議 長      はい。何も意見がないということですので、この議案は可決いたします。

次の審議ですが、これは営農型ソーラー発電についての3条です。

土地の地上権設定についての審議ですので、最初は担当委員の5番委員から説明をお願いします。

5番委員      借受人、貸出人、土地の所在、農地の情報は左記のとおりでございます。

区分地上権の設定、地上高2.4mから5m、標高678.4mから681mとなっております。

補足資料は、11から19ページ。

以上、審議をよろしくお願いします。

事務局      事務局から補足させていただきます。

今、5番委員がおっしゃられたのは、番号1から番号6番までです。

まず、地上権とは工作物等を所有するために他人の土地を使用することができる権利のことです。

地上権は、権利権に該当するため、農地法3条に該当します。

農地の上部空間に太陽光パネルが5,984枚設置してあります。

こちらは農林水産省から出ております支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いの中に、農用地区域内農地、または荒廃農地でない農地の場合は、許可期間が3年と定められているため、第1回目の更新です。

地上権の設定については、最低2mの確保が要件とされておりますので、備考欄のとおり、高さの記載が必要です。

また、この取り扱いの中に支柱部分については、所有者以外の者が設置する場合は、農地法5条に該当しますので、今回の営農型太陽光発電設備の場合は、3条、5条の同時申請が必要です。

許可要件につきましては、3条、5条、同一要件ですので、後ほどの5条の際にも説明させていただきます。

事務局からの補足は以上です。

議 長      では、5条の説明の後に、最後に質問をお願いいたします。

次は、番号7番の営農型ソーラーの説明を、担当の6番委員にお

願います。

6番委員 同様に、農地情報は左記のとおりとなっております。  
借受人、貸出人、区分地上権の設定は、地上高2.4mから5m、  
標高が570.4mから573mです。  
補足資料は、20、21、22ページになっておりますので、確  
認のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

事務局 事務局から補足させていただきます。  
こちら農用地区域内農地及び荒廃農地でない農地に該当するた  
め、許可期間が3年毎になる第1回目の更新です。  
農地の上部空間に太陽光パネル4,560枚を設置してあります。  
こちら許可要件につきましては、後ほどの5条の補足にて説明さ  
せていただきます。  
事務局からの補足は以上です。

議長 では、後で5条のときに、まとめて質問は願ひします。

「議第41号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和6年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この5条の第1番、これは担当委員の10番委員に願ひ  
します。

10番委員 議第41号、農地法第5条審議資料(1)。  
番号1は、16ページです。  
補足資料は、23から25ページとなります。  
農地の状況と転用目的は、左記のとおりです。  
以前、5条許可を受けていたが、一身上の都合により、事業実施  
の見込みが立たなくなったため、農地を他の方に譲りたいというこ  
とです。  
御審議を願ひします。

事務局 事務局から補足させていただきます。  
先ほど、10番委員が説明されたとおり、譲渡人は記載のとおり  
です。  
個人住宅を建築するため、平成19年に5条許可を受けておりま

したが、一身上の都合により、今まで建築できませんでした。

別の方に売り渡すため、5条申請されております。

以前、現在の土地所有者が個人住宅を建築する事業計画で許可を受けていました。

今回は、前回と事業計画が変わりましたので、事業計画の変更申請書も同時に提出されております。

許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地条件についても問題ないと判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。事務局から説明もありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。質問がないということですので、この議案を可決いたします。

次の審議ですが、これはさっきの営農型太陽光発電施設の本体工事についての審議です。

最初は番号1です。

こちらを担当委員の5番委員に説明をお願いします。

5番委員 第41号、農地法第5条審議資料(2)。

借受人、貸出人、転用理由、営農型太陽光発電施設の賃貸借権設定の更新、支柱部分と関連施設です。

補足資料の27ページです。

以上、審議をお願いします。

事務局 事務局から補足させていただきます。

補足資料の写真は、3条の現地写真と全く一緒ですので、13ページから19ページまでです。

営農型太陽光発電設備の一時転用の更新のため、適切な営農が要

件の一部となっております。

現在、有限会社〇〇が1万7,925㎡にポット型ブルーベリーを2,500本定植されております。

出荷につきましては、令和6年度より予定されております。

支柱の面積は合計193.52㎡です。

許可要件につきましては、3条、5条ともに先ほどの農林水産省の支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いの中の簡易な構造で容易に撤去ができる支柱として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められること。

例外としまして、高森地域で栽培されていない農作物の栽培をしている場合は、知見を有する者の意見書の提出が必要です。

こちらも提出されております。

パネルの角度、間隔、農作物の生育に適した日照量を保つための設計、支柱の高さ、間隔等から見て、農作物に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること。

位置等から見て、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、農用区域内ですが、仮設工作物の一時的な利用のため、農業振興整備計画に支障がないことを判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、番号1番から6番までの説明がありました。  
次の番号7番の説明を担当委員の6番委員からお願いします。

6番委員 借受人、貸出人、は記載のとおりです。  
転用理由は、営農型太陽光発電施設の賃貸借権設定の更新のためです。  
補足資料は、28ページです。  
審議をお願いします。

事務局 事務局から補足させていただきます。  
こちら先ほどのおり、現場写真が3条と一緒にあります。  
現場写真は補足資料の21ページ、22ページです。  
こちら、現在、有限会社〇〇が1万928㎡にサカキ3,000本を定植されております。  
出荷については、本来、サカキは出荷するまでに、定植して5年ほどかかるため、再来年度からの出荷を予定されております。  
支柱の面積は合計161.17㎡です。  
許可要件につきましては、3条、5条ともに先ほどの農林水産省

の支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いの中の簡易な構造で、容易に撤去できる支柱として申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。

下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められること。

こちらにも例外としまして高森地域で栽培されていない農作物の栽培をしている場合は、知見を有する者の意見書の提出が必要となっておりますので、こちらにも提出されております。

パネルの角度、間隔等から見て、農作物の生育に適した日照量を保つための設計、支柱の高さ、間隔等から見て、農作物に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること。

位置等から見て、周辺の農地等に係る営農条件の支障の有無について、こちらにも農振農用地区域内ですが、仮設工作物の一時的な利用のため、農業振興整備計画に支障がないことを判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。事務局から説明がありましたが、私は営農型の太陽光発電は地元の農業委員さんと一緒に立会いに行きました。

実際見てきたら、太陽光発電パネル下の作物、また周辺もきちんと手入れされていました。

確か、ブルーベリー農園も今年には観光農園として一部開園する予定があるということでした。

サカキも今は腰の高さぐらいですが、再来年には大体2 mぐらいになったら出荷ができるということでした。

どちらも、ちゃんとやっているんじゃないかなと思いました。

何か質問はありませんか。

4番委員 5条というのは、要は柱だけということでしょうか。

事務局 そうです。パネルは地上権のある空間にあるので、3条の区分地上権になります。

4番委員 5条というのは下、土地に支柱を建てているから、許可が必要だということですか。

事務局 はい。それに、施設も設置してあるので、その施設部分の建物も該当します。

議 長 ほかに質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。質問がないということですので、これは3条と5条、両方兼ねて可決いたします。

事務局 もう1点、一時転用の場合、期間が3年以内です。  
許可日につきましては3条、5条同時申請なので、3条、5条ともに許可年月日、許可期間は一緒です。  
補足させていただきます。

4番委員 この次は何年に申請になるんですか。

事務局 3年後です。農振農用地区域内と、さっき荒廃農地でない農地の場合は3年以内と決まっているので、もし荒廃農地の再生等を行う場合は10年以内と決まっています。

4番委員 最初を知らないから、聞きますが、収穫までの栽培期間は何年ぐらい見込まれていますか。

事務局 サカキは定植して5年目から採取する見込みです。  
全部ではなく、少しずつです。  
ブルーベリーも大体4年から5年目から出荷される予定です。  
それと、もう一つ、コンサル会社と物納の契約もされているので、コンサル会社が責任をもって買い取って出荷されると、聞いております。  
栽培管理の委託契約の3条許可は、5年間でした。  
そちらの更新は、まだあと2年後です。

4番委員 ソーラー自体の耐用年数は何年ぐらいですか。

事務局 いつまで続けられるかということですか。  
一応、地上権の設定自体は、個人の方と業者さんで、大体20年ぐらいです。  
ただ、農業委員会の一時転用許可期間は3年以内と決まっています。

5番委員 地権者との契約は一応20年ぐらいというかたちでしてある。

事務局 　ただ、営農型なので、条件自体は下部における適切な営農が続けられていることが条件なので、営農ができなくなったら終わりです。

3番委員 　品種を変えたりとかはできるんですか。

事務局 　同じ作物の品種を変えるというのは、多分できると思います。作物自体を変えるとなると、計画を変更しなければならないので、変更申請を出しなおしてもらうような形になると思います。

1番委員 　営農型で農作物の栽培をやめたということになれば、撤去ということですか。

事務局 　原則、撤去です。

1番委員 　もう荒地になっていたりする事例もあるようで。

事務局 　そうなので、簡易な構造で支柱が簡単に抜けるような構造にしないと最初から、許可要件に入っています。

4番委員 　よそで問題になっているところはここです。  
要は、パネルの下部農地が荒れているということです。  
関東あたりでは問題になっていますね。  
だから、中の作物栽培期間がどのくらいかなと思って、大体どれくらいの期間の契約、見通しがどれくらいしてあるかなと思いました。

議長 　よろしいですか。

(複数委員) 　はい。

議長 　では、次に行きたいと思います。

#### 「議第42号」

事務局 　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【一般】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。この議案は集積計画ですので、事務局から説明いたします。

事 務 局 22ページから24ページをお開きください。  
本案件は、新規の賃貸借権の設定が5件です。

まず、番号1です。利用権の設定を受ける者、利用件を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、30ページをお開きください。

こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号2、利用権の設定を受ける者、利用件を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、31ページをお開きください。

こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号3、利用権の設定を受ける者、利用件を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、32ページをお開きください。

こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号4、利用権の設定を受ける者、利用件を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、33ページをお開きください。

こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号5、利用権の設定を受ける者、利用件を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、34ページをお開きください。

こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員)      ありません。

議 長            はい。質問がないということですので、この議案は承認いたします。

                  この次、同意議案がありますが、同じく基盤強化法の、農用地利用配分計画の追加議案を先にやりたいと思いますので、追加議案をお開きください。

追加議案第8「報告第17号」

事 務 局          農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用配分計画について【中間管理】。

                  別紙のとおり本委員会に報告する。

                  令和6年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長            はい。これは先ほどの合意解約の農地を別の方に配分するものですので、このことについても事務局から説明をお願いします。

事 務 局          番号1、こちらは先ほど、報告資料7、8ページで合意解約し、公社より新たに再配分をするものです。

                  利用権の設定を受ける者、農地の情報は記載のとおりです。

                  補足資料は、追加資料の35ページをお開きください。

                  こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

                  事務局からの説明は以上です。

議 長            はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員)      ありません。

議 長            はい。ないということです。  
                  以上、配分計画の報告でした。

次、「同意第2号」

事 務 局          農地利用最適化推進委員の辞任申出に伴う農業委員会の同意について。

                  別紙のとおり本委員会の同意を求める。

                  令和6年2月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これも事務局から説明をお願いします。

事務局 農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農地利用最適化推進委員は正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっております。

辞任者は記載のとおりです。

辞任理由につきましては、記載のとおりです。

事務局に辞任届が提出されております。

令和6年3月31日付で辞任されますので、3月31日までは最適化推進委員をされるとのことです。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。このことについて何か。ありませんか。

(複数委員) ありません。

事務局 最適化推進委員の辞任ということですが、農業委員が、辞任する場合は、13番委員が代わられたように、議会の同意が必要です。

今回、推進委員ということですが、推進委員については農業委員会が同意をしないと、辞任届が出されても辞任ができませんので、この場で農業委員会において同意するかというところをご審議いただきたいと思います。

議長 という話ですが、よろしいでしょうか。  
何か質問はありますか、今言われたことで。

8番委員 その後、この地区でどなたか推薦されるわけですね。

事務局 農業委員会において同意を、この後、いただけるのであれば、その後、おおむね30日間は公募しないといけません。

公募したのち、地区から、どなたか推薦が上がってくると思います。

その後、諸手続きを経て、農業委員会から委嘱され4月1日から新しい方が最適化推進委員になられます。

8番委員 やっぱりその推進委員さんがいないと、今から特に地域計画があるじゃないですか。

それに、その地区に担当がいないと難しいと思うので、スムーズに次の方を選出するようにして、支障なく運営ができるようにお願い

いしたいと思います。

事務局 分かりました。

8番委員さんが言われるように、地域から推薦を出していただいて、スムーズに進めていきたいと思います。

どうしても前は、農業委員も選挙制度だったんですが、法律改正後は公募をする期間を1か月設けないといけなくなりました。

前の方が、辞任されてから公募すると、1か月程はどうしても空いてしまうというところから、先に農業委員会の同意の議案を提出させていただきました。

そこに関しては御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。質問がないということですので、本委員会でこの件については同意をいたします。

これで、今回の議題は全て終わりました。

久々に、議題が多かったかなと思いますが、また次回もよろしくお願ひいたします。

本日は、お疲れ様でした。